

障害児の放課後等デイサービス事業に関する一考察（1）

—栃木県の事業所における運営実態—

○下無敷順一 小林由紀子 池本喜代正
(栃木市立大平西小学校) (大田原市立金丸小学校北金丸分校) (宇都宮大学教育学部)
KEY WORDS: 放課後等デイサービス, 事業所, 設置基準, 運営実態

(目的)

放課後等デイサービスは障害児及び保護者にとって有意義なサービス事業ではあるが、実施事業所によってサービス内容が様々であり、支援の質の観点からも大きな開きがあり、保護者の満足度は必ずしも高くない。

そこで本稿では、栃木県で放課後等デイサービスを提供する事業所の運営状況について調査し、事業所の規模、職員の認識や意識の違いについて分析し、放課後等デイサービス事業の今後の課題を明らかにすることを目的とする。

(方法)

栃木県内の放課後等デイサービス事業所 110 か所を対象にアンケート調査を実施した。調査期間は 2016 年 11 月から 2016 年 12 月である。調査用紙は各事業所に郵送し、無記名にて返送してもらう方法で行った。

(結果)

1 回答状況と分析の方法

調査対象である 110 事業所中、有効回答数は 72 事業所（回収率 65%）であった。本稿では事業所の概要、登録児の概要、活動の実態、事業所の課題について単純集計を行った。なお、有効回答のみで集計を行っている。

2 事業所の概要

1) 利用人数と職員数

定員は、「10 名」が 60 事業所（83%）と最も多く、「10 名以上」が 7 事業所、「10 名未満」が 5 事業所であった。一日あたりの利用平均人数は、「5 名以下」が 21 事業所、「6～10 名」が 35 事業所、「11 名以上」が 11 事業所であった。子ども 10 人あたりの職員数は、「3～4 名」が 34 事業所（49%）で最も多く、次いで「5～6 名」が 23 事業所、「2 名」が 8 事業所、「7 名以上」が 5 事業所であった。放課後等デイサービスの人員基準である「障害児が 10 人までは 2 人以上」を、ほとんどの事業所が上回って職員を配置していた。

2) 職員が持つ資格・免許

全体の 2/3 の事業所に保育士の免許を持つ職員が勤務している。介護福祉士・児童指導員は約半数の事業所に、ヘルパー・幼稚園教諭・小学校教諭は 4 割、社会福祉士は 3 割であった。

3) 施設・設備

面積が 100 m²以下の事業所は、約半数の 35。1000 m²以上の事業所も 7 あったが、無回答(18 事業所)も多かった。また、全 1 部屋での運営が 23 事業所(36%)、2 部屋が 18、3 部屋が 15 であり、うち、運動できる部屋が「なし」が 12、「1 部屋」が 30 事業所であることから、十分に広い環境が準備されていないことが窺われる。

4) 利用者の在籍校と保有している手帳

特別支援学校在籍者が 9 割以上利用している事業所が 4 割程度ある。通常の学級在籍者の利用は 1～2 割程度である。また、療育手帳の保有率が高く、利用者の 8 割以上が療育手帳を保有している事業所は 37(58%)あった。

5) 活動内容

多くの事業所で行っている活動は、「室内での体を使う遊

び」、「おやつ」(90%)、「室内での自由遊び」(85%)、「宿題、学習」(82%)、「散歩」、「屋外での遊び」(76%)である。活動で特に重視していることで多いのは、「子どもが安心して過ごせる居場所作り」(90%)、「子どもが日常生活に必要な力をつけること」(82%)、「子どもが言葉やコミュニケーション力をつけること」(72%)である。

3 事業所の抱える課題

1) 活動内容に関して

「一人ひとりに合った活動内容を保障しにくい」ことを課題とする回答が多く(50%)、「専門性が足りない」(50%)

「活動のバリエーションが少ない」(33%)、「一人ひとりに丁寧な対応をする余裕がない」(32%)からも、適切な活動を利用者に応じてプログラムできることが現場のニーズとして求められていることが分かる。

2) 職員に関して

「男性職員が足りない」が 55%で最も多く、次に「十分な知識・技能・経験をもった職員が少ない」48%、「研修の機会が少ない」39%、「職員が不足」33%であった。

3) 事業運営に関して

「障害の種別や程度との関係で受け入れが難しい子どもがいる」が 42%で最も多く、「子どもの欠席などが財政面に影響し運営が不安定になる」と「職員の十分な賃金が保障されていない」がそれぞれ 28%、「書類作成や連絡などの事務負担が大きい」25%であった。

(考察)

放課後等デイサービスの事業所は、面積等の厳しい基準もあまりないことから、比較的開設しやすい事業であり、急増している。だが、報酬単価の引き下げが行われるならば、撤退する事業所も出てくるであろう。放課後等デイサービスの設置基準や職員配置基準などを支援程度との関係から再検討し、見直しを行う必要があろう。

次に職員の資質に関して、多くの職員が様々な免許、資格を保有しているにも関わらず、「専門性」を問題としているのは、職員の保有している資格が福祉分野に偏っているためであると考えられる。現場で対応に問題となっているであろう強度行動障害がある児童生徒への対応法などを考えると、福祉サイドよりは特別支援教育の専門性が求められる。

「活動で特に重視していること」で、「保護者のレスパイトの保証」が 11%、「保護者の就労保証」が 24%であったことから、「本サービスの受益者は子ども同様保護者でもある」という観点が、事業所側の意識においても低いことが指摘できる。障害児の保護者の働く権利・生活保障との関係で本制度を充実させていくことを検討していく必要があると考える。

(文献)

1) 厚生労働省 (2015) 放課後等デイサービスガイドライン

2) 下無敷順一他 (2016) 障害児の放課後活動へのニーズと利用実態(1)

(SIMOMUSHIKI Jyunichi, KOBAYASHI Yukiko, IKEMOTO Kiyomasa)